

○宮崎大学大学院農学工学総合研究科専攻会議規程

〔平成 19 年 4 月 1 日  
制 定〕

改正 平成 22 年 9 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学大学院農学工学総合研究科委員会規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、宮崎大学大学院農学工学総合研究科専攻会議（以下「専攻会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 専攻会議は、次の事項を審議する。

- (1) 専攻の教員人事に関する事項
- (2) 専攻の教務及び学生に関する事項
- (3) 専攻学生の学位審査に関する事項
- (4) 専攻の入試に関する事項
- (5) 専攻の将来構想に関する事項
- (6) 専攻の F D に関する事項
- (7) 研究科委員会又は研究科運営委員会から審議を付託された事項
- (8) その他専攻会議が必要とする事項

(組織)

第 3 条 専攻会議は、当該専攻の専任教員をもって組織する。

(議事)

第 4 条 各専攻長は、専攻会議を招集し、その議長となる。

2 専攻会議は、当該専攻の専任教員の過半数の出席をもって成立する。ただし、入学試験の合否判定及び最終審査の場合には、3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

3 議事は出席教員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第 5 条 専攻会議は、研究科委員会等に適宜検討の経過報告を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 6 日から施行する。